

## 第5回教育委員会会議録

1日 時 平成29年5月23日(火) 開会：13時30分  
閉会：16時40分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地  
周南市教育委員会 2階会議室

3出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 片山研治委員 大野泰生委員

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長  
出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所主査 熊毛総合出張所次長  
鹿野総合出張所次長

5書 記 教育政策課主幹、教育政策担当係長

### 6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第 6号 教育委員会の権限に係る人事の代決について
3	報告第 7号 周南市青少年育成センター青少年指導員の委嘱について
4	報告第 8号 周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について
5	報告第 9号 周南市教育支援委員会委員の委嘱について
6	議案第17号 公民館整備事業用地取得の申し出について
7	議案第18号 周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について
8	議案第19号 周南市学校運営協議会規則制定について
9	議案第20号 平成29年度周南市一般会計補正予算要求について

日程順位	件 名
10	報告第10号 周南市立秋月小学校における事故について
11	報告第11号 周南市立大河内小学校における水道水の水質検査結果について
12	報告第12号 周南市立小学校教諭の不祥事案について

- 7 委員会協議会 (1) 6月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について  
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
- (2) 平成29年度「周南市の教育事業概要」について  
(各課説明)
- (3) 周南市人権教育推進協議会委員の委嘱について

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長 　ただ今から「平成29年第5回教育委員会定例会」を開催いたします。  
議事日程に従いまして、進めてまいります。  
　日程第1、「会議録署名委員の指名について」指名をさせていただきます。  
　本日の会議録署名委員は、松田委員さんと大野委員さんをお願いいたします。

　ここで皆様にお諮りをいたします。

　報告第10号「周南市立秋月小学校における事故について」、報告第11号「周南市立大河内小学校における水道水の水質検査結果について」、並びに報告第12号「周南市立小学校教諭の不祥事案について」の3件についてです。

　この3件は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第4条第2号に規定する「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するため行った事務」として報告するものであります。このことから、周南市教育委員会会議規則第11条の規定により他の議事日程に先だって議題とするとともに、個人に関する情報等が含まれ、かつ公にすることにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあることから、同規則第7条第1項の規定により秘密会としたいと思っております。

　これより採決を行います。

　報告第10号から第12号までの3件を、秘密会にて審議することに賛成の委員の挙手をお願いします。

　（※出席委員4人全員が挙手）

　それでは、報告第10号から第12号までの3件を、秘密会にて、また他の議事日程に先だって議題とすることに決定をいたします。

【以下、非公開】

教育長 　それでは、秘密会を終了します。  
　ここで、暫時休憩いたします。次の会議は、14時50分から再開いたします。

2	報告第6号 教育委員会の権限に係る人事の代決について
---	----------------------------

教育長 　休憩前に引き続き、会議を開きます。  
　続いて日程第2、報告第6号「教育委員会の権限に係る人事の代決について」を議題といたします。

　この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 　議案書の1ページをお願いします。報告第6号「教育委員会の権限に係る人事の代決について」ご説明いたします。

　「教育委員会事務局職員のうち、課長補佐級以上の職員及び指導主事並びに園長及びその

他の教育機関の長の任免及び身分取扱いに関すること」は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第7号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、この度は、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき、報告いたします。

次のページをお願いいたします。

今回の人事異動は、平成29年5月1日付で、教育部付課長補佐待遇であった職員が、熊毛総合支所産業土木課の課長補佐待遇として転出したことによるものでございます。

以上で、報告を終わります。

教育長 この件について何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。  
それでは、報告第6号を承認いたします。

3	報告第 7号 周南市青少年育成センター青少年指導員の委嘱について
---	----------------------------------

教育長 続いて日程第3、報告第7号「周南市青少年育成センター青少年指導員の委嘱について」を議題といたします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 報告第7号、周南市青少年育成センターの青少年指導員委嘱について、説明いたします。

議案書は、3ページから4ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項によるものでございます。

今回の委嘱は、本年3月31日をもって青少年指導員の任期が満了となっていることから、新たに行うものでございます。

委嘱期間は2年間で、平成31年3月31日までとなっております。

以上、報告いたします。

教育長 この件について、何かご質問ございませんか。

池永委員 所々に教員の名前がありますが、これは教員が何名入るとか、そういうのがありましたか。

生涯学習課長 何名入るとかという決まりは設けておりません。

教育長 その他ございませんか。

それでは、報告第7号を承認いたします。

4	報告第 8号 周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について
---	---------------------------------

教育長 続いて日程第4、報告第8号「周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、議案書の5ページ、報告第8号「周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について」につきましてご報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。6ページをご覧ください。

周南市教科用図書研究調査協議会につきましては、今年度は、小学校の「道徳」の教科書

選定がございますことから、周南市教科用図書研究調査協議会規則に基づきまして、新たに委員の委嘱を行いましたので報告させていただきます。

委員の任期は、周南市教科用図書研究調査協議会規則第5条により、平成29年4月1日から8月31日となっております。

同規則の第3条により、当協議会の委員は、周南市教育委員会委員、周南市立小・中学校の校長及び教員、周南市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者、及び教育長で組織されることとなっております。

小・中学校の校長及び教員並びに、小・中学校に在籍する児童生徒の保護者の決定に時間を要しましたことから、このたびの報告となりました。

教育委員会委員の皆様も、お忙しい中恐縮ではございますが、教科書選定にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

教育長 本件について、何かご質問はございませんか、よろしいでしょうか。  
それでは、報告第8号を承認いたします。

5	報告第9号 周南市教育支援委員会委員の委嘱について
---	---------------------------

教育長 続いて日程第5、報告第9号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

この件についても、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、議案書の7ページ、報告第9号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」につきまして報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

8ページを御覧ください。

周南市教育支援委員会につきましては、周南市教育支援委員会規則に基づき、新たに委員の委嘱を行いましたので報告させていただきます。

委員の任期は、同規則の第4条により1年間となっております。

同規則の第3条により、当協議会の委員は、幼・小・中学校長会長、特別支援学級設置校の校長の代表者、特別支援学級担当教員の代表者、児童相談所職員、専門医として、精神科、内科、小児科及び耳鼻咽喉科の医師、学識経験者で組織されることとなっております。

各機関の代表者の選出や選任に時間を要しましたことから、このたびの報告となりました。以上で報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

教育長 この件について何かご質問はございませんか、よろしいでしょうか。  
それでは、報告第9号を承認いたします。

6	議案第17号 公民館整備事業用地取得の申し出について
---	----------------------------

教育長 続いて日程第6、議案第17号「公民館整備事業用地取得の申し出について」を議題といたします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第17号「公民館整備事業用地取得の申し出について」説明いたします。

議案書は、9ページから11ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第3号によるものでございます。

今回の申し出は、遠石公民館の建替え及び久米公民館の倉庫建設に伴う整備事業用地を取得するものでございます。

10ページをご覧ください。まず、遠石公民館の取得用地でございますが、周南市若草町646番1ほか5筆の土地2万3千438.47平方メートルのうち、実測面積3,809.13平方メートルでございます。

現在の土地所有者は出光興産株式会社であり、予算額は8千万円でございます。位置につきましては、12ページの位置図及び別冊参考資料としております求積図をご覧ください。現在の公民館の道向かいでございます。

取得予定時期といたしましては、定例会承認後、相手方との協議が順調に進みましたら、9月末頃を予定しております。

続きまして、11ページをご覧ください。次に、久米公民館の取得用地でございますが、周南市大字久米2758番地の1、公簿面積1,791平方メートルでございます。

現在の所有者は白井隆文氏でございます。予算額は3千万円でございます。

位置につきましては、13ページの位置図をご覧ください。現在の公民館駐車場の北側隣接地でございます。

取得予定時期といたしましては、本定例会承認後、相手方との協議が順調に進みましたら、8月上旬頃を予定しております。以上、説明を終わります。

教育長 2件についての説明をさせていただきましたが、何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

池永委員 地図にあるのは何と読むのでしょうか。

生涯学習課長 老郷地下（オイゴウチシモ）と読みます。

教育長 今、久米支所の駐車場としてお借りしているところです。

片山委員 現在の遠石公民館の駐車場はあまりなかったということですね。今度は用地が広がるから、そういった充実もできると。

教育長 今ですね、資料12ページの「グラウンド 15.8」と書いてある、ちょうど真下のところに小さい長四角がございますが、あの辺りのところを今お借りして約15台くらい、そして、現遠石公民館ですが、かなり急なスロープになっておりまして、こここのところに数台分、それからこの裏の方になるのですが、民地をお借りして数台分を、本当に狭いところで駐車場の確保に努めているところで、そういった駐車場のご希望もありますので、今回の予定地についてはかなり広くって駐車場を十分確保していきたいと思っております。

片山委員 今回とは関係ないのですが、遠石小学校に学校訪問に行った時に、児童の通学路で狭いところを通ったのですが、いろいろ地形的に難しいところだと聞いて、事故が起こらないようにいろんな環境整備が必要だと思いました。

教育長 今ここもかなり交通量が増えてきて地域の方も子供たちの安全な登下校については懸念を持たれています。このことについて、部長どうでしょうか。

教育部長 実は、「交通安全プログラム」という形の中で、通学路を含めた安全点検を毎年行っております。これらの点検をするだけではなくて、道路管理者等を交えた危険箇所の洗い出しや

道路改良につなげていくという動きをしております。久米地区に関しましても、新興住宅・ミニ開発が進んでおりまして人口が急増しているところでございます。なおかつ、都市計画道路を南側に作った区画整理事業の完成によりまして、交通量が増えているところはあります。これらを踏まえて今、通学路の整備が必要だということの中で、今ようやく少しずつ実施できているのですが、抜本的な道路改良は中々、両側に家等があるということで困難ということになりまして、路側帯を明示していこうということで、緑色の指導線を新たに入れて、通行車両に注意喚起をするとともにみ出しの歩行等を防止するという形の安全対策を具体的に行っているところでございます。抜本的な改良ということは、正直なところ、少し苦労しているという現状でございます。

池永委員 一昨日、遠石小学校で運動会があったと思います。近隣の商業施設に車を駐車している方が多いと思ったのですが、学校の注意喚起もあったのでしょうか、そのような駐車はなかったようです。小学校関係の行事の時に学校に駐車できるスペースはあまりないですし、何か行事があった時は、上のグラウンドを利用していたのでしょうか。

教育部長 今日まで学校行事等、地域行事等におきましても、出光グラウンドがいろんなご協力をいただいていたということがございます。今回の用地取得には、出光グラウンドを出光興産様の方が売却するというご意向を示されたことが背景の中にあります。私どもといたしましても、教育長が今申し上げましたとおり、公民館の駐車場が非常に少なく、なおかつ急斜面の中に立地してあるという形の中で、利用が制限されているという状況でございますことから、代替用地として取得するといえますか、新たな公民館用地としてはグラウンドの一角しかないということで、民間に売却される前に、是非とも出光興産様に割譲をご協力いただきたいということから始まった事案でございます。ようやく、箇所・境界等において、出光興産様と協議が整ったことから、本日議案にさせていただいたということでございます。また、久米地区の用地に関しても、現在、コミュニティの広場という形、通常は駐車場という形ですが、市としては、無償で地域のコミュニティの方が借りていただいているという土地でございます。こちらの議案にもありますが、白井様という土地所有者の方から、土地を売却したいというお話（公共用地の買取請求）があり、市役所の方で役立てていただければ買っただきたいという申し出があるというところでございます。私どもといたしましても、久米小学校の児童数の急増対策という形の中で、校舎の増築を計画しているところでございます。そのためには、旧講堂といえますか、この図でいいますと久米小学校の「校」の下に、校舎の離れたところに、道路に面して一角、四角の部分が昔の講堂になります。この講堂は非常に老朽化しております。これを建替えることによって校舎増築をしたいと考えておりまして、現在は倉庫等として使われていることから、倉庫を建設する代替地が校舎・校庭の中では使えないということもございまして、是非とも用地を今取得し、倉庫等を移設していきたいと思っております。地権者等から売却等の変更があったということもありまして、2件とも今年度急いで取得したいということでございます。

教育長 小学校の駐車場という話にはできないのですが、この地図を見ていただいたとおり、中々駐車場を確保することは難しいという状況でございます。

その他、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第17号を決定します。

教育長 続いて日程第7、議案第18号「周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書14ページ、議案第18号 周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について、ご説明します。

「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第11号の規定により、「教育委員会規則の制定又は改廃に関すること」は教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

議案書16ページの新旧対照表をお願いいたします。この規則改正につきましては、学校教育課の担当しております事務の内、適応指導教室「くすのきラウンジ」と「あすなろ熊毛」が、4月1日に「教育支援センター」に統合されましたことに伴うもので、「適応指導教室」を、新たに、「教育支援センター」に改めるものでございます。

議案書15ページにお戻りください。今回の規則改正につきましては、附則にありますように、周南市教育支援センター条例の施行に合せまして、平成29年4月1日からの適用にするものとしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長 この件につきまして何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第18号を決定します。

8	議案第19号 周南市学校運営協議会規則制定について
---	---------------------------

教育長 続いて日程第8、議案第19号「周南市学校運営協議会規則制定について」を議題といたします。

この件について、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長 17ページ、議案第19号「周南市学校運営協議会規則制定について」について、ご説明させていただきます。

提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号」によるものでございます。

18ページを御覧ください。周南市学校運営協議会規則は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6に規定されております「学校運営協議会」について定めた規則でございます。

この度、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律が4月1日施行され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正されました。

この改正で、教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に学校の運営に資する活動を行う者を加えることなどが示されております。

この改正に伴いまして、「周南市学校運営協議会規則」においても同様に改正を行い、学校運営協議会の設置の促進のために必要な所要の規定を整備するものでございます。

この度の改正は、内容の見直し、新たに追加した事項や条文の入れ替え等を多く行ってお

りますので全面改正といたしました。

それでは、新たに、定めた事項や主な改正点について、説明させていただきます。

学校運営協議会の設置が努力義務となりましたことから、これまで「設置校」と表記していたところを、18ページの第3条第3項にありますように、「対象学校」という表記に改正を行っております。それでは、条ごとに改正点を説明させていただきます。

第1条は、当規則の趣旨を定めております。

第2条は、地教行法の改正の趣旨に沿って、周南市学校運営協議会の目的を明確に表記いたしております。

第3条は、設置に関する規定です。これまでは学校ごとに協議会を置くものとされていたところ、必要性が認められれば二以上の学校に一の協議会を置くことができる規定が設けられております。

第4条は、協議会の委員について地教行法の改正で、対象学校の運営に資する活動を行う者の任命が求められていますことから、追加するものです。

第5条から第9条で委員の任期、会長、副会長について、委員の身分及び報酬、委員の守秘義務、委員の解任について定めております。

20ページになりますが、第10条で学校運営協議会が行う会議について定めております。この中で会議については、公開とし、内容によっては秘密会とすることができること、第11条、第12条で、研修について、学校運営に関する基本方針等の承認についてを新たに追加しております。21ページの第13条の「学校運営に関する意見の申出について」において、意見の申出の方法について明記させていただいております。第14条から16条で住民の参画の促進等のための情報提供、学校運営等に関する評価、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置について具体的に明記しております。

その他に、改正前の地教行法では、学校の「指定の取消し」について規定がありましたが、その部分が削除されておりますので、この規程については同様に、削除しております。

今回の改正は、地教行法の施行に合わせ4月1日からの適用とするよう改正を行います。

説明は、以上でございます。ご審議、ご決定のほどよろしく申し上げます。

教育長 この件につきまして質問がございませんか。

大野委員 第3条についてですが、所管する小学校、中学校ごとに協議会を置くということから、ただしということで二以上の学校について一の協議会を置くことができると書いてありますけど、今ある学校ごとの運営協議会とは別に新たに統合した運営協議会を置くことができるというイメージでよいのでしょうか。それとも、統合して一つの運営協議会というイメージでとらえたらよいのでしょうか。

学校教育課長 基本的には、小学校・中学校ごとに置くということなのですが、小学校と中学校が一緒にやった方がよいということであれば、それぞれの協議会を一つにする、2校が一つの協議会を作るというイメージです。一つの協議会で小学校も中学校も運営していくということです。

教育長 それができるということです。

池永委員 今、実際にそのように機能しているところがありますか。

学校教育課長 今は全ての小中学校にそれぞれ協議会が設置されています。合同で協議をするという場はございます。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、議案第19号を決定します。

教育長 続いて日程第9、議案第20号「平成29年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題といたします。

この件についても、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長 議案書の23ページ、議案第20号「平成29年度周南市一般会計補正予算要求について」をご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第12号の規定により、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ることにつきましては、教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

それでは、歳出予算についてご説明いたします。議案書の24ページをお開きください。

「教育費」、「小学校費」、「小学校教育振興費」の小学校就学援助費571万7千円の増額及び「教育費」、「中学校費」、「中学校教育振興費」の中学校就学援助費751万2千円の増額につきましては、この度、平成29年3月31日、国の「要保護児童生徒援助費補助金」要綱が改正され、新入学児童生徒学用品費の単価が、小学生の場合「20,470円」から「40,600円」に、中学生の場合「23,550円」から「47,400円」にそれぞれ改定されました。これに伴い、周南市におきましても同様に単価の改定を行うよう、増額となる経費を補正するものでございます。なお、財源につきましては、すべて一般財源となります。以上で説明を終わります。ご審議、ご決定の程、よろしくお願いいたします。

教育長 何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第20号を決定いたします。

教育長 その他に何かありますか。よろしいですか。他にはございませんか。

以上で、平成29年第5回教育委員会を終了します。

署名委員

松田 敬子 委員

\_\_\_\_\_

大野 泰生 委員

\_\_\_\_\_